

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2019年5月31日提出
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 ローラン・ベルティオ
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	石津 有希
【電話番号】	03-3593-6113
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	アムンディ・米国・ユーロ投資適格債ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	継続募集期間：3,000億円を上限とします。
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

１．【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

平成31年2月12日付にて提出いたしました有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の記載事項のうち、新たな情報に訂正すべき事項がありますので、本訂正届出書を提出するものであります。主要投資対象である外国籍投資信託の名称変更と信託報酬の変更ならびにファンドの信託報酬の引き下げに伴う訂正を行います。

２．【訂正事項】

原届出書の内容は本訂正届出書の内容に変更および更新されます。

下線部分は、訂正もしくは追加個所を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

<訂正前>

（略）

〔ファンドの特徴〕

（略）

4．2つの運用会社が運用を行う、2種類のファンドに投資します。

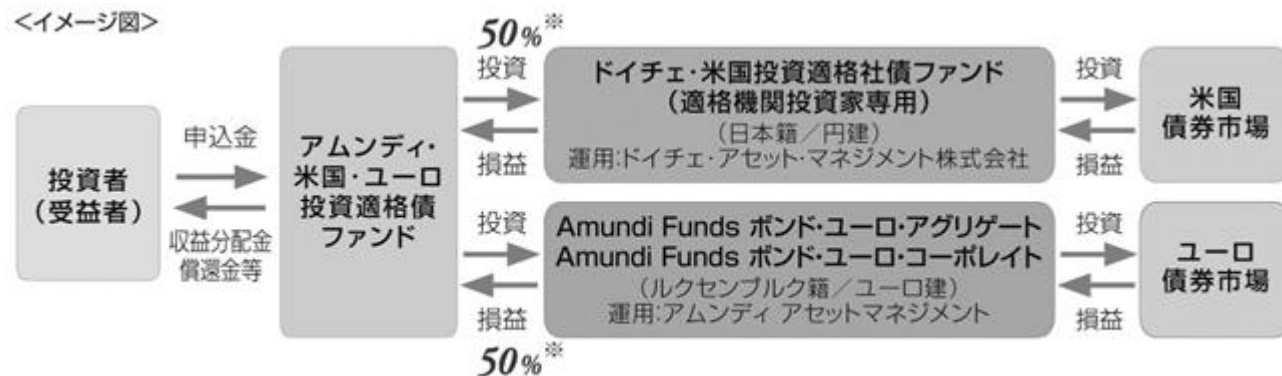
- 米国はドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用する「ドイツ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」に、ユーロはアムンディ・アセットマネジメントが運用する「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」および「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート」に投資します。

〔ファンドの仕組み〕

ファンド・オブ・ファンズ方式 で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

<イメージ図>



※ キャッシュポジションを除いた資産におけるおおよその比率です。この比率は変更することがあります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（略）

<訂正後>

（略）

〔ファンドの特徴〕

（略）

4．2つの運用会社が運用を行う、2種類のファンドに投資します。

- 米国はドイツ・アセット・マネジメント株式会社が運用する「ドイツ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」に、ユーロはアムンディ・アセットマネジメントが運用する「Amundi Funds ユーロ・アグリゲート・ボンド¹」および「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド²」に投資します。

1 令和元年6月1日付で、「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」から名称変更しました。

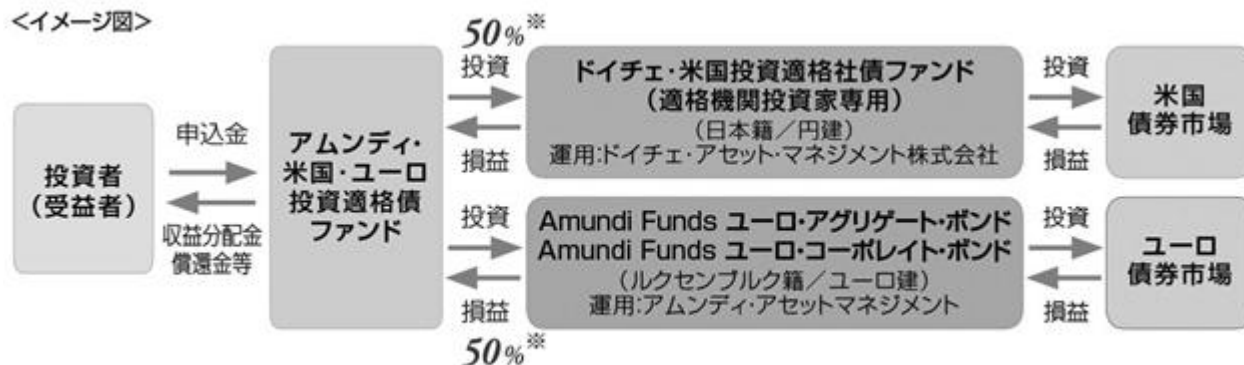
2 令和元年6月1日付で、「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート」から名称変更しました。

〔ファンドの仕組み〕

ファンド・オブ・ファンズ方式 で運用します。

ファンド・オブ・ファンズとは、複数の投資信託証券に投資する投資信託のことをいいます。

<イメージ図>



※ キャッシュポジションを除いた資産におけるおよその比率です。この比率は変更することがあります。

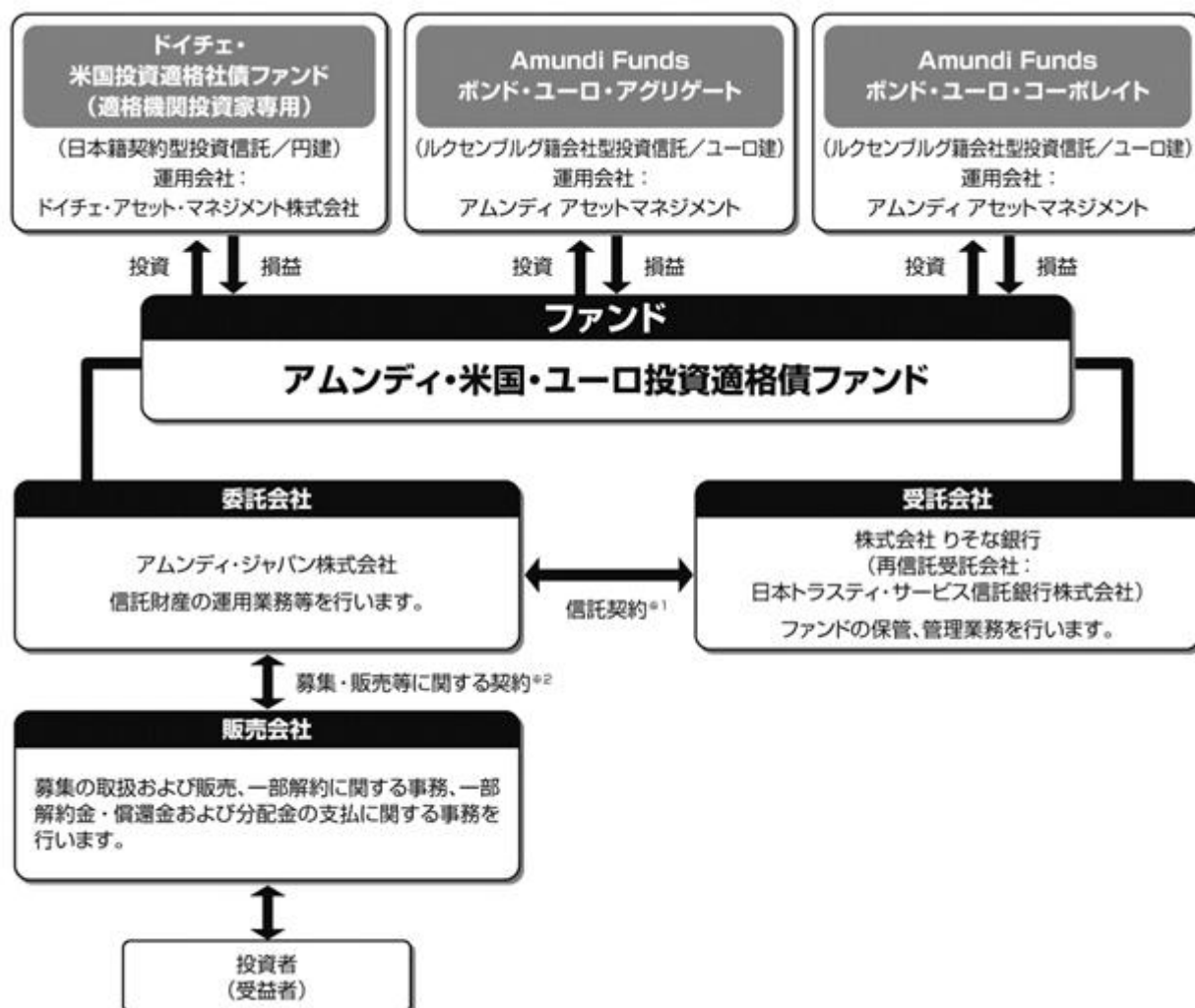
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（略）

（３）【ファンドの仕組み】

<訂正前>

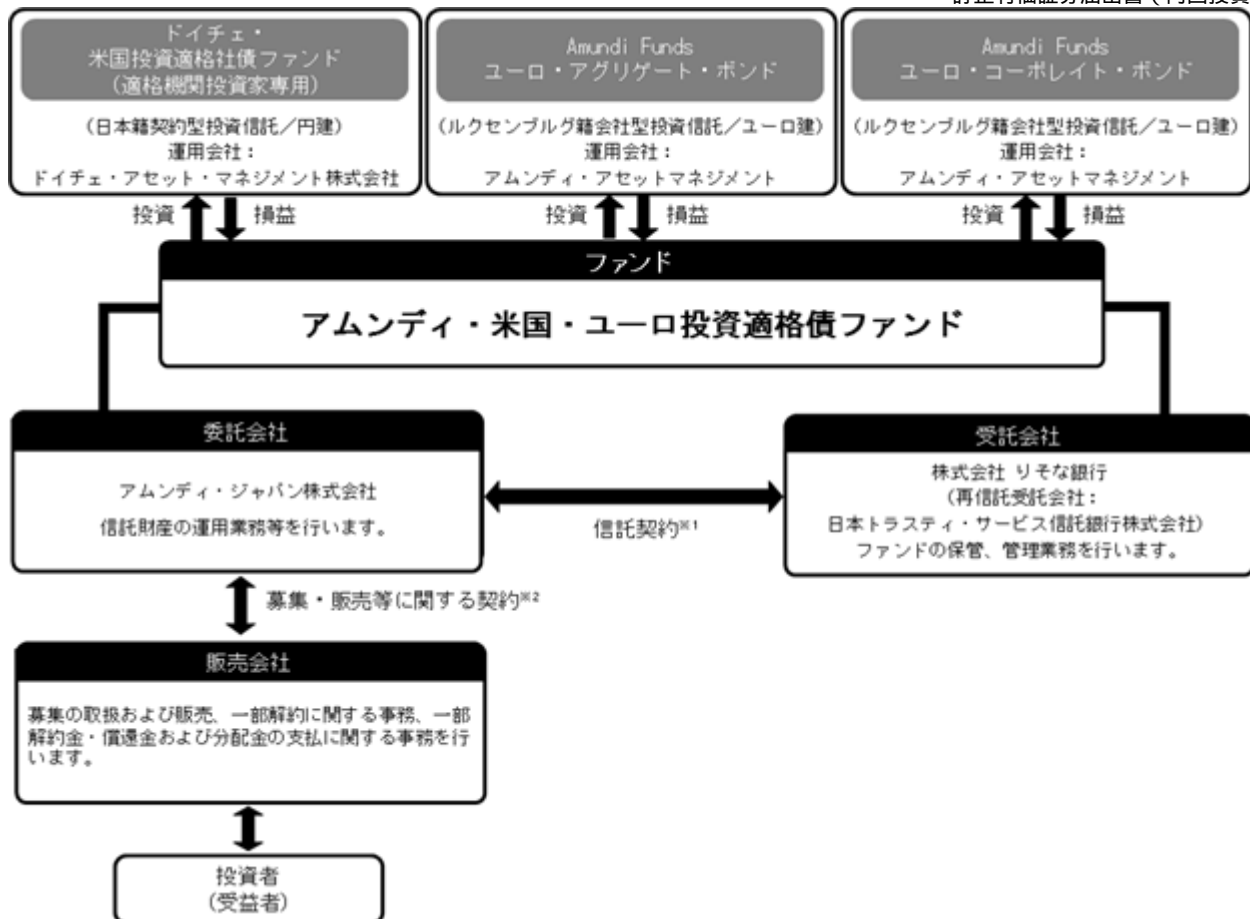
ファンドの仕組み



（略）

<訂正後>

ファンドの仕組み



(略)

2【投資方針】

（１）【投資方針】

<訂正前>

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、米国債券市場（社債等）へ投資する日本籍の「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」と、ユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」および「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト」の毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

（略）

主として、米国債券市場へ投資する投資信託証券「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」およびユーロ債券市場へ投資する投資信託証券「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」および「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト」の毎月分配クラスに投資します。

（略）

《主要投資対象とするファンドの概要》

（略）

『Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート』

（ルクセンブルク籍会社型投資信託）（ユーロ建）

設 定 日	： 1991年1月2日
投 資 対 象	： 主にユーロ建の国債等公共債・国際機関債・社債
ベンチマーク	： ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックス [*] B
信 託 報 酬	： 年率0.40%（毎月分配クラス）
運 用 会 社	： <u>アムンディ アセットマネジメント</u>

（略）

『Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレイト』

（ルクセンブルク籍会社型投資信託）（ユーロ建）

設 定 日	： 1999年2月1日
投 資 対 象	： 主にユーロ建の社債
ベンチマーク	： ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ社債インデックス [*] C
信 託 報 酬	： 年率0.40%（毎月分配クラス）
運 用 会 社	： <u>アムンディ アセットマネジメント</u>

（略）

<訂正後>

ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用することを基本とします。主として、米国債券市場（社債等）へ投資する日本籍の「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」と、ユーロ債券市場（国債等公共債・国際機関債・社債等）へ投資するルクセンブルク籍の「Amundi Funds ユーロ・アグリゲート・ボンド」および「Amundi Funds ユーロ・コーポレイト・ボンド」の毎月分配クラスに投資することにより、その実質的な運用はそれぞれの投資先ファンドが行い、中長期的な信託財産の着実な成長と安定的な収益確保を図ることを目指して運用を行うことを基本方針とします。

（略）

主として、米国債券市場へ投資する投資信託証券「ドイチェ・米国投資適格社債ファンド（適格機関投資家専用）」およびユーロ債券市場へ投資する投資信託証券「Amundi Funds ユーロ・アグリゲート・ボンド」および「Amundi Funds ユーロ・コーポレイト・ボンド」の毎月分配クラスに投資します。

（略）

《主要投資対象とするファンドの概要》

(略)

『Amundi Funds ユーロ・アグリゲート・ボンド』

(ルクセンブルク籍会社型投資信託)(ユーロ建)

設 定 日	: 1991年1月2日
投 資 対 象	: 主にユーロ建の国債等公共債・国際機関債・社債
ベンチマーク	: ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ総合インデックス [*] B
信 託 報 酬	: 年率0.50% (毎月分配クラス)
運 用 会 社	: アムンディ・アセットマネジメント

(略)

『Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド』

(ルクセンブルク籍会社型投資信託)(ユーロ建)

設 定 日	: 1999年2月1日
投 資 対 象	: 主にユーロ建の社債
ベンチマーク	: ブルームバーグ・バークレイズ・ユーロ社債インデックス [*] C
信 託 報 酬	: 年率0.50% (毎月分配クラス)
運 用 会 社	: アムンディ・アセットマネジメント

(略)

(2) 【投資対象】

< 訂正前 >

(略)

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託証券と「Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート」および「Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート」の投資信託証券の毎月分配クラスその他、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）

(略)

< 訂正後 >

(略)

有価証券の指図範囲

委託会社は、信託金を、主として「ドイツ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)」の投資信託証券と「Amundi Funds ユーロ・アグリゲート・ボンド」および「Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド」の投資信託証券の毎月分配クラスその他、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。本邦通貨表示のものに限ります)に投資することを指図します。

1. コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等
2. 外国または外国の者の発行する証券または証書で、前記1.の証券の性質を有するもの
3. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託に限ります）

(略)

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

<訂正前>

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.8964%（税抜0.83%）以内¹を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

1 平成30年11月末日現在：年率0.73%（税抜）

[信託報酬の配分] (年率)

支払先	料率	役務の内容
委託会社	0.20%（税抜）以内 ²	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.60%（税抜）以内 ³	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価
受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価

2 平成30年11月末日現在：年率0.20%（税抜）

3 平成30年11月末日現在：年率0.50%（税抜）

（略）

組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の名称	信託報酬	役務の内容
ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	年率0.594%（税抜0.55%）	信託財産の運用・管理等の対価
Amundi Funds ボンド・ユーロ・アグリゲート	年率0.40%（毎月分配クラス）	
Amundi Funds ボンド・ユーロ・コーポレート	年率0.40%（毎月分配クラス）	

内訳 運用会社：年率0.30%、その他管理事務：年率0.10%

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な負担の上限は、年率1.4904%（税込）となります。

ファンドの信託約款に定める信託報酬上限年率0.8964%（税込）に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.594%）を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

<訂正後>

信託報酬の総額は、信託財産の純資産総額に対し年率0.8424%（税抜0.78%）以内¹を乗じて得た金額とし、ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。

*1 令和元年6月1日付で、「年率0.8964%（税抜0.83%）」から変更になりました。

1 令和元年6月1日現在：年率0.68%（税抜）

[信託報酬の配分]

支払先	料率（年率）	役務の内容
委託会社	$\frac{0.15\%（税抜）}{2}$ 以内 ²	ファンドの運用とそれに伴う調査、受託会社への指図、法定書面等の作成、基準価額の算出等の対価
販売会社	0.60%（税抜）以内 ³	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理および事務手続き等の対価

受託会社	0.03%（税抜）	ファンドの財産の保管および管理、委託会社からの指図の実行等の対価
------	-----------	----------------------------------

*2 令和元年6月1日付で、「年率0.20%（税抜）」から変更になりました。

2 令和元年6月1日現在：年率0.15%（税抜）

3 令和元年6月1日現在：年率0.50%（税抜）

（略）

組入投資信託証券とその信託報酬は下記の通りです。

ファンドが投資対象とする投資信託証券の名称	信託報酬（年率）
ドイチェ・米国投資適格社債ファンド(適格機関投資家専用)	0.594%（税抜0.55%）
Amundi Funds ユーロ・アグリゲート・ボンド	0.50% [*] （毎月分配クラス）
Amundi Funds ユーロ・コーポレート・ボンド	0.50% [*] （毎月分配クラス）

* 令和元年6月1日付で、料率が「0.40%」から変更になりました。

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な負担の上限は、年率1.4364%（税込）となります。

ファンドの信託約款に定める信託報酬上限年率0.8424%（税込）に、組入投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.594%）を加算しております。ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

3【委託会社等の経理状況】

原届出書の「第三部 委託会社等の情報 第1 委託会社等の概況 3 委託会社等の経理状況」につきましては次の内容に更新・訂正されます。

<更新・訂正後>

(1)委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社(以下「当社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

(2)財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

(3)当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第38期事業年度（平成30年1月1日から平成30年12月31日まで）の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人により監査を受けております。

(4)当社は、平成29年9月29日開催の臨時株主総会において、定款の一部変更を決議し、決算日を3月31日から12月31日に変更しております。よって、前事業年度は平成29年4月1日から平成29年12月31日までの9か月となっています。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	第 37 期		第 38 期	
	(平成29年12月31日)		(平成30年12月31日)	
資産の部				
流動資産				
現金・預金		9,010,675		10,638,816
前払費用		67,557		60,736
未収入金		12,500		65,940
未収委託者報酬		2,801,064		3,362,163
未収運用受託報酬	*1	1,505,200	*1	834,156
未収投資助言報酬		4,663		4,292
未収収益	*1	377,628	*1	849,057
繰延税金資産		314,900		326,171
立替金		96,577		79,351
その他		69		874
流動資産合計		14,190,834		16,221,555
固定資産				
有形固定資産				
建物(純額)	*2	93,483	*2	83,123
器具備品(純額)	*2	103,175	*2	81,044
有形固定資産合計		196,658		164,167
無形固定資産				
ソフトウェア		38,852		33,524
ソフトウェア仮勘定		4,806		-
商標権		845		835
無形固定資産合計		44,503		34,359
投資その他の資産				
金銭の信託		309,607		303,324
投資有価証券		126,784		119,938
関係会社株式		84,560		84,560
長期未収入金		1,000		-
長期差入保証金		218,142		207,299
ゴルフ会員権		60		60
前払年金費用		8,553		-
貸倒引当金		1,000		-
投資その他の資産合計		747,707		715,182
固定資産合計		988,868		913,708
資産合計		15,179,702		17,135,263

(単位：千円)

	第 37 期 (平成29年12月31日)	第 38 期 (平成30年12月31日)
負債の部		
流動負債		
リース債務	991	-
預り金	1,259,125	95,842
未払償還金	686	686
未払手数料	1,363,261	1,699,255
関係会社未払金	243,647	397,289
その他未払金	*1 152,555	*1 586,484
未払費用	412,172	311,469
未払法人税等	163,910	168,056
未払消費税等	103,501	88,126
賞与引当金	672,011	656,427
役員賞与引当金	116,143	152,398
流動負債合計	4,488,002	4,156,033
固定負債		
繰延税金負債	11,885	5,479
退職給付引当金	11,320	55,750
賞与引当金	26,132	39,672
役員賞与引当金	54,701	112,090
資産除去債務	60,483	61,573
固定負債合計	164,521	274,565
負債合計	4,652,523	4,430,598
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,200,000	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	1,076,268	1,076,268
その他資本剰余金	1,542,567	1,542,567
資本剰余金合計	2,618,835	2,618,835
利益剰余金		
利益準備金	110,093	110,093
その他利益剰余金	6,592,764	8,779,534
別途積立金	1,600,000	1,600,000
繰越利益剰余金	4,992,764	7,179,534
利益剰余金合計	6,702,856	8,889,626
株主資本合計	10,521,691	12,708,462
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	5,488	3,796
評価・換算差額等合計	5,488	3,796
純資産合計	10,527,179	12,704,665
負債純資産合計	15,179,702	17,135,263

（２）【損益計算書】

(単位：千円)

	第 37 期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第 38 期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
営業収益		
委託者報酬	9,227,981	14,079,514
運用受託報酬	2,140,210	2,026,382
投資助言報酬	8,461	1,327
その他営業収益	773,256	1,777,330
営業収益合計	12,149,908	17,884,553
営業費用		
支払手数料	5,427,725	8,372,463
広告宣伝費	63,731	106,771
調査費	500,592	627,420
委託調査費	343,347	804,809
委託計算費	14,801	20,065
通信費	38,276	41,206
印刷費	68,664	181,299
協会費	21,264	28,774
営業費用合計	6,478,400	10,182,806
一般管理費		
役員報酬	150,777	168,290
給料・手当	1,845,556	2,136,270
賞与	-	1,000
役員賞与	6,596	77,093
交際費	11,133	16,006
旅費交通費	64,237	86,612
租税公課	85,622	114,831
不動産賃借料	141,367	189,354
賞与引当金繰入	512,522	625,996
役員賞与引当金繰入	67,500	81,615
退職給付費用	95,770	219,000
固定資産減価償却費	39,898	53,706
商標権償却	195	310
福利厚生費	226,612	330,201
諸経費	174,049	337,402
一般管理費合計	3,421,834	4,437,686
営業利益	2,249,675	3,264,061
営業外収益		
有価証券利息	191	54
有価証券売却益	5,282	321
受取利息	144	229
為替差益	81,187	-
雑収入	1,290	9,596
営業外収益合計	88,093	10,200
営業外費用		
有価証券売却損	-	99
特別退職金	7,058	-
支払利息	410	75
為替差損	-	35,861
雑損失	4,457	0
営業外費用合計	11,926	36,035
経常利益	2,325,843	3,238,227
税引前当期純利益	2,325,843	3,238,227
法人税、住民税及び事業税	919,528	1,065,036

法人税等調整額	179,042	13,580
法人税等合計	740,485	1,051,456
当期純利益	1,585,357	2,186,770

（３）【株主資本等変動計算書】

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

（単位：千円）

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	9,362,094	11,072,186	14,891,021
当期変動額					
剰余金の配当			5,954,687	5,954,687	5,954,687
当期純利益			1,585,357	1,585,357	1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			4,369,330	4,369,330	4,369,330
当期末残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	679	679	14,891,701
当期変動額			
剰余金の配当			5,954,687
当期純利益			1,585,357
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	4,808	4,808	4,808
当期変動額合計	4,808	4,808	4,364,522
当期末残高	5,488	5,488	10,527,179

第38期（自平成30年1月1日　至平成30年12月31日）

(単位:千円)

	株主資本			
	資本金	資本剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835
当期変動額				
当期純利益				
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）				
当期変動額合計				
当期末残高	1,200,000	1,076,268	1,542,567	2,618,835

	株主資本				
	利益剰余金				株主資本 合計
	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金 合計	
		別途積立金	繰越利益 剰余金		
当期首残高	110,093	1,600,000	4,992,764	6,702,856	10,521,691
当期変動額					
当期純利益			2,186,770	2,186,770	2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）					
当期変動額合計			2,186,770	2,186,770	2,186,770
当期末残高	110,093	1,600,000	7,179,534	8,889,626	12,708,462

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計	
当期首残高	5,488	5,488	10,527,179
当期変動額			
当期純利益			2,186,770
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	9,284	9,284	9,284
当期変動額合計	9,284	9,284	2,177,486
当期末残高	3,796	3,796	12,704,665

注記事項

（重要な会計方針）

1．有価証券の評価基準及び評価方法

(1)関係会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

(2)その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

2．金銭の信託の評価基準及び評価方法

時価法を採用しております。（評価差額は全部純資産直入法により処理しております。）

3．固定資産の減価償却の方法

(1)有形固定資産(リース資産を除く)

定額法により償却しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物 15年～18年

器具備品 4年～15年

(2)無形固定資産

定額法により償却しております。

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。

(3)リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。

4．引当金の計上基準

(1)貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(2)退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。

(3)賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

(4)役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。なお、ある条件を満たした者に対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

6. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1)消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(2)連結納税制度の適用

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

7. 未適用の会計基準等

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 平成30年3月30日）

「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日）

(1)概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

(2)適用予定日

平成34年12月期の期首より適用予定であります。

(3)当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

（貸借対照表関係）

*1区分掲記されたものの以外で各勘定科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
未収収益	152,512 千円	162,554 千円
その他未払金	92,102 千円	502,438 千円

*2有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
建物	89,844 千円	100,561 千円
器具備品	208,275 千円	207,284 千円

（損益計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

平成29年6月23日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- （イ） 配当金の総額 300,000千円
- （ロ） 1株当たり配当額 125.00円
- （ハ） 基準日 平成29年 3月31日
- （ニ） 効力発生日 平成29年 6月23日

平成29年12月13日の臨時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

- （イ） 配当金の総額 5,654,687千円
- （ロ） 1株当たり配当額 2,356.12円
- （ハ） 基準日 平成29年 3月31日
- （ニ） 効力発生日 平成29年12月13日

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当事業年度末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2．配当に関する事項

(1)配当金支払額

該当事項はありません。

(2)基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1．金融商品の状況に関する事項

(1)金融商品に対する取組方針

当社は、資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

また、当社は、投資信託の運用を業として行っており、自社が運用する投資信託の商品性維持等を目的として、当該投資信託を投資有価証券として、あるいは特定金銭信託を通じ保有しております。

特定金銭信託を通じ行っているデリバティブ取引は、後述するリスクを回避するために利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2)金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬、未収運用受託報酬及び未収収益は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。また、特定金銭信託を通じ保有している投資信託につきましては、為替変動リスクや価格変動リスクに晒されておりますが、その大部分については為替予約、株価指数先物、債券先物、スワップ取引などのデリバティブ取引によりヘッジしております。未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

当社は、事業活動において存在するリスクを的確に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規程を設けております。有価証券を含む投資商品の投資については「シードマネーガイドライン」及び「資本剰余金及び営業キャッシュに係る投資ガイドライン」の規程に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(3)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

第37期(平成29年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	9,010,675	9,010,675	-
(2) 未収委託者報酬	2,801,064	2,801,064	-
(3) 未収運用受託報酬	1,505,200	1,505,200	-
(4) 金銭の信託	309,607	309,607	-
(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	126,784	126,784	-
資産計	13,753,331	13,753,331	-
(1) 未払手数料	1,363,261	1,363,261	-
負債計	1,363,261	1,363,261	-

第38期(平成30年12月31日)

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	10,638,816	10,638,816	-
(2) 未収委託者報酬	3,362,163	3,362,163	-
(3) 未収運用受託報酬	834,156	834,156	-
(4) 未収収益	849,057	849,057	-
(5) 金銭の信託	303,324	303,324	-
(6) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	119,938	119,938	-
資産計	16,107,455	16,107,455	-
(1) 未払手数料	1,699,255	1,699,255	-
負債計	1,699,255	1,699,255	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬及び(4)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(5)金銭の信託

信託財産は、主として投資信託、デリバティブ取引、その他の資産（コールローン・委託証拠金等）で構成されております。これらの時価について投資信託については基準価格、デリバティブ取引に関しては、上場デリバティブ取引は取引所の価格、為替予約取引は先物為替相場、店頭デリバティブ取引は取引先金融機関から提示された価格等によっております。また、その他の資産については短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(6)有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1)未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2)時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

関係会社株式は、当社の100%子会社であるワイアイシーエム（デラウエア）社の株式です。

（単位：千円）

区分	第37期(平成29年12月31日)	第38期(平成30年12月31日)
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
関係会社株式	84,560	84,560

(注3)金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

第37期(平成29年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	9,010,675	-	-	-
未収委託者報酬	2,801,064	-	-	-
未収運用受託報酬	1,505,200	-	-	-
合計	13,316,940	-	-	-

第38期(平成30年12月31日)

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金・預金	10,638,816	-	-	-
未収委託者報酬	3,362,163	-	-	-
未収運用受託報酬	834,156	-	-	-
未収収益	849,057	-	-	-
合計	15,684,192	-	-	-

(有価証券関係)

1.満期保有目的の債券

第37期(平成29年12月31日)

該当事項はありません。

第38期(平成30年12月31日)

該当事項はありません。

2.子会社株式及び関連会社株式

関係会社株式（当事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円、前事業年度の貸借対照表計上額 84,560千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

3．その他有価証券

第37期(平成29年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	418,157	426,131	7,973
	小計	418,157	426,131	7,973
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	10,324	10,260	64
	小計	10,324	10,260	64
合計		428,481	436,391	7,909

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

第38期(平成30年12月31日)

区分	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	6,194	7,948	1,754
	小計	6,194	7,948	1,754
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	-	-	-
	(3) その他(注)	422,541	415,315	7,226
	小計	422,541	415,315	7,226
合計		428,735	423,263	5,472

（注）投資信託受益証券及び金銭の信託であります。

4．事業年度中に売却した満期保有目的の債券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

５．事業年度中に売却したその他有価証券

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	222,937	10,327	6,299
投資信託	12,161	1,257	3

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

種類	売却額 (千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
金銭の信託	-	-	-
投資信託	2,781	321	99

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、従業員の退職給付に充てるため、積立型、非積立型の確定給付制度及び確定拠出制度を採用しております。確定給付企業年金制度（積立型制度であります。また、複数事業主制度であります。年金資産の額は合理的に算定しています。）では、給与と勤務期間に基づいた一時金又は年金を支給しております。退職一時金制度（非積立型制度であります。）では、退職給付として、給与と勤務期間に基づいた一時金を支給しております。

なお、当社が有する確定給付企業年金制度及び退職一時金制度は、簡便法により退職給付引当金及び退職給付費用を計算しております。

２．簡便法を適用した確定給付制度

（１）簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

(千円)

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
退職給付引当金の期首残高	20,397	2,767
退職給付費用	65,050	179,620
退職給付の支払額	-	11,320
制度への拠出額	82,680	115,316
退職給付引当金の期末残高	2,767	55,750

（２）退職給付債務及び年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(千円)

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
積立型制度の退職給付債務	669,970	746,598
年金資産	678,524	692,897
	8,553	53,700
非積立型制度の退職給付債務	11,320	2,050
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750
退職給付に係る負債	11,320	55,750
退職給付に係る資産	8,553	-
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	2,767	55,750

（３）退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用 前事業年度 65,050千円 当事業年度 179,620千円

3. 確定拠出制度

確定拠出制度への要拠出額 前事業年度30,720千円、当事業年度39,380千円であります。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第37期 (平成29年12月31日)	第38期 (平成30年12月31日)
繰延税金資産		
未払費用否認額	83,244 千円	84,650 千円
未払事業税	30,157 千円	32,910 千円
賞与引当金等損金算入限度超過額	215,384 千円	213,145 千円
退職給付引当金損金算入限度超過額	847 千円	10,046 千円
減価償却資産	4,429 千円	4,237 千円
資産除去債務	17,110 千円	18,854 千円
その他有価証券評価差額金	- 千円	1,676 千円
未払事業所税	2,194 千円	2,417 千円
その他	- 千円	2,834 千円
繰延税金資産小計	353,364 千円	370,769 千円
評価性引当額	38,464 千円	44,597 千円
繰延税金資産合計	314,900 千円	326,171 千円
繰延税金負債		
繰延資産償却額	794 千円	1,838 千円
資産除去債務会計基準適用に伴う有形	4,659 千円	3,642 千円
固定資産計上額		
その他有価証券評価差額金	2,422 千円	- 千円
その他	4,010 千円	- 千円
繰延税金負債合計	11,885 千円	5,479 千円
繰延税金資産の純額	303,015 千円	320,692 千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

第37期(平成29年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

第38期(平成30年12月31日)

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため注記を省略しております。

3. 法人税等の税率の変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第85号）及び「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための地方税法及び地方交付税法の一部を改正する法律等の一部を改正する法律」（平成28年法律第86号）が平成28年11月18日に国会で成立し、消費税率の10%への引上げ時期が平成29年4月1日から平成31年10月1日に延期されました。

これに伴い、地方法人特別税の廃止及びそれに伴う法人事業税の復元、地方法人税の税率改正、法人住民税法人税割の税率改正の実施時期も平成29年4月1日以後に開始する事業年度から平成31年10月1日以後に開始する事業年度に延期されました。繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率に変更はありません。国税と地方税の間で税率の組替えが発生する結果による繰延税金資産の金額（繰延税金負債の金額を控除した金額）及び法人税等調整額への影響は軽微です。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

（資産除去債務関係）

資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの

1. 資産除去債務の概要

当社は、本社オフィスに関して、建物所有者との間で貸室賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約上の義務に関して資産除去債務を計上しております。

2. 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を17年間(建物の減価償却期間)と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う国債の流通利回りを使用して、資産除去債務の金額を計算しております。

3. 事業年度における当該資産除去債務の総額の増減

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
期首残高	59,677 千円	60,483 千円
有形固定資産の取得に伴う増加額	- 千円	- 千円
時の経過による調整額	806 千円	1,091 千円
期末残高	60,483 千円	61,573 千円

（セグメント情報等）

（セグメント情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）及び第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

（関連情報）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

（1）営業収益

（単位：千円）

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
10,338,094	1,002,861	808,953	12,149,908

（注）営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

（2）有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

外部顧客への営業収益のうち、損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載はありません。

（報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報）

該当事項はありません。

（報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への売上高が損益計算書の売上高の90%を超えるため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1)営業収益

(単位：千円)

日本	ルクセンブルグ	その他	合計
15,251,769	1,392,882	1,239,902	17,884,553

(注)営業収益は顧客の所在地を基準とし、国ごとに分類しております。

(2)有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	委託者報酬	関連するセグメント名
SMBC・アムンディ プロテクト&スイッチ ファンド	2,436,481	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務
日興レジェンド・イーグル・ファンド（毎 月決算コース）	1,940,743	投資運用業及び投資助言・代理業並びに これらの付帯業務

(報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報)

該当事項はありません。

(報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報)

該当事項はありません。

(関連当事者情報)

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の 名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有 (被所有) 割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上の 関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランス パリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資 顧問業	(被所有) 間接100%	なし	投資信託、 投資顧問 契約の再 委託等	情報提供、コンサルティング料 （その他営業収益）*1	423,995	未収収益	152,512

(注)

1.取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2.上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	6,805 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬*1	646,446	未収運用受託報酬	371,129

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）。

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

1. 関連当事者との取引

(1)財務諸表提出会社の親会社及び法人主要株主等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
						役員の兼任等	事業上の関係				
親会社	アムンディ アセットマネジメント	フランスパリ市	1,086,263 (千ユーロ)	投資顧問業	(被所有)間接100%	なし	投資信託、投資顧問契約の再委任等	情報提供、コンサルティング料（その他営業収益）*1	720,243	未収収益	162,554
								委託調査費等の支払など *2	593,092	その他未払金	502,438

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

*2委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

(2)兄弟会社等

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金	事業の内容又は職業	議決権等の所有(被所有)割合	関係内容		取引の内容	取引金額(千円)	科目	期末残高(千円)
						役員の兼任等	事業上の関係				
兄弟会社	アムンディ・ルクセンブルグ・エス・エー	ルクセンブルグ	17,786 (千ユーロ)	投資顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	512,886	未収運用受託報酬	120,829
								情報提供、コンサルティング料(その他営業収益) *1	881,652	未収収益	634,534

(注)

1. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1各報酬等について、当該各契約に基づいて決定しております。

2. 上記の金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

アムンディ・ジャパンホールディング株式会社（非上場）

アムンディ アセットマネジメント（非上場）

アムンディ（ユーロネクスト パリに上場）

クレディ・アグリコル・エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

(1株当たり情報)

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
1株当たり純資産額	4,386.32 円	5,293.61 円
1株当たり当期純利益金額	660.57 円	911.15 円

なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	第37期 (自平成29年 4月 1日 至平成29年12月31日)	第38期 (自平成30年 1月 1日 至平成30年12月31日)
当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る当期純利益(千円)	1,585,357	2,186,770
期中平均株式数(千株)	2,400	2,400

（重要な後発事象）

第37期（自平成29年4月1日 至平成29年12月31日）

該当事項はありません。

第38期（自平成30年1月1日 至平成30年12月31日）

該当事項はありません。

独 立 監 査 人 の 監 査 報 告 書

平成31年 3 月 4 日

アムンディ・ジャパン株式会社

取 締 役 会 御 中

P w C あらた有限責任監査法人

指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	鶴 田 光 夫
業 務 執 行 社 員		
指 定 有 限 責 任 社 員	公 認 会 計 士	久 保 直 毅
業 務 執 行 社 員		

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成30年1月1日から平成30年12月31日までの第38期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成30年12月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）１．上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

２．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。